

社 会 福 祉 法 人 錦 江 会
湯之里園ホームヘルパーステーション運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人錦江会が開設する社会福祉法人錦江会湯之里園ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業、介護予防訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所の訪問介護員等は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
3. 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（事業の名称等）

1. 社会福祉法人錦江会湯之里園ホームヘルパーステーション
2. 鹿児島県指宿市東方828番地口

第4条（職員の職種、員数、及び勤務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. サービス提供責任者は介護福祉士及び訪問介護員養成研修1級課程修了者 2名以上
サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一. 利用の申し込みに係る調整。
 - 二. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
 - 三. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る。
 - 四. 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条について同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
 - 五. 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。
 - 六. 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
 - 七. 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。
 - 八. その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

3. 訪問介護員等

資格・・・介護福祉士、1級課程修了者及び2級課程修了者
員数・・・常勤換算法に基づく適切な員数

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたる。

4. 事務職員 1名（常勤兼務）

必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日

日曜日から土曜日までとする。ただし、やむをえない特別な日を除く。

2. 営業時間

24時間対応

第6条（指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供方法）

指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第7条1. 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護及び介護予防訪問介護を提供する。

2. 利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡その他必要な援助を行う。

第8条 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者等がサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第9条1. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者等その他保健医療福祉サービス者又は市町村等との密接な連携に努める。

2. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第10条 正当な理由なく指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問介護、指定予防訪問介護の紹介など、必要な措置を講じる。

第11条1. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供を求められた場合には、被保険者証により、被保

険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

2. 前項の被保険者証に介護保険介護保険法第73条第2項に規程する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問介護及び介護予防訪問介護を提供する。

第12条 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がされるよう必要な援助を行う。

第13条 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

第14条（事業の内容）

1. 身体介護
2. 生活援助

第15条 1. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたっては、訪問介護計画、予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

2. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
3. 指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
4. 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

第16条 1. サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護、指定予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画を作成する。

2. 前項の訪問介護計画、予防訪問介護計画は居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
3. サービス提供責任者は、第1項の訪問介護計画、予防訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。
4. サービス提供責任者は、訪問介護計画、予防訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画、予防訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画、予防訪問介護計画の変更を行う。

第17条（指定訪問介護、指定予防訪問介護の利用料等）

1. 指定訪問介護、指定予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護、指定予防訪問介護が法定代理受領サービスである時

は、その1割の額とする。

2. 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
3. 第1項利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載した領収書を利用者に対して交付する。

第18条 指定訪問介護、指定予防訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を書面に記載する

第19条 通常の事業の実施地域は指宿市の区域とする。

第20条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、指定訪問介護、指定予防訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第21条（利用者に関する保険者・市町村長への通知）

利用者が、正当な理由なく指定訪問介護及び介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わずに、虚偽や不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、保険者、市町村長等に対して通知する。

第22条（勤務体制の確保）

1. 利用者に対して、適切な指定訪問介護、指定予防訪問介護を提供できるよう、訪問介護員等の勤務体制を定める。
2. 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。
イ) 採用時研修 ロ) 継続研修

第23条（衛生管理等）

1. 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について定期健康診断などの必要な管理を行う。
2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

第24条（秘密保持）

従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

第25条（個人情報の保護）

従業者は、法令に基づき適切な個人情報の管理・保護に努め、必要な場合利用者及びその家族の同意を得て指定訪問介護、指定予防訪問介護において適正に必要な個人情報を取り扱うことが出来るものとする。

第26条（居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止）

居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

第27条（虐待の防止の措置に関する事項）

1. 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - 一. 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二. 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三. 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために、研修計画を定める。
 - 四. 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

第28条（苦情処理）

1. 本事業所は提供した指定訪問介護、指定予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、提供した指定訪問介護、指定予防訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
4. 本事業所は、提供した指定訪問介護、指定予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第29条（事故発生時の対応）

1. 本事業所は、利用者に対する指定訪問介護、指定予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 本事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第30条（会計の区分）

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護、指定予防訪問介護の会計とその他の事業の会計を区分する。

第31条（記録の整備）

1. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
2. 利用者に対する指定訪問介護、指定予防訪問介護及び指定居宅生活支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第32条（その他運営に関する重要事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人錦江会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

（支援費制度開始にともなう改正の為）

この規程は、平成19年12月1日より施行する。

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月1日より施行する。

（第2条運営の方針及び第27条虐待の防止の措置に関する事項の追加）